

山陽鉄道ものがたり展を開催します

明治27年に三原駅(現・糸崎駅)から広島駅まで山陽鉄道が開通してから今年で120年を迎えました。当時、この鉄道の開通により、三原市には旧糸崎鉄道学校や三菱重工鉄道車両工場などの鉄道関連施設が集積し、市の発展に大きく寄与しました。

展覧会では、長年親しまれてきた山陽鉄道の蒸気機関車や電車、新幹線などの写真や資料を紹介し、鉄道の歴史や果たしてきた役割を振り返ります。



▲明治36年頃の三原駅周辺(歴史民俗資料館蔵)



▲ED701交流電気機関車模型 浜吉駅弁掛紙 (三菱みなとみらい技術館蔵) (福井県立歴史博物館蔵)



とき 7月18日(金)～8月10日(日)
10時～18時
ところ リージョンプラザ 展示ホール
入場料 500円、大学生300円、高校生以下無料

▶明治27年広島開業時の時刻表(個人蔵)



【関連行事】

講演会・シンポジウム

とき 7月20日(日)13時～16時
ところ リージョンプラザ文化ホール
内容
第1部:記念講演
演題 日本の近代化と山陽鉄道
講師 公益財団法人交通協力会主任 任 堤 一郎さん
第2部:鉄道対談
演題 山陽鉄道を語る
パネリスト 公益財団法人交通協力会 主任 任 堤 一郎さん、元 広島県立歴史博物館主任 任 松崎 哲さん、元 JR西日本運輸士 任 田 賢吉さん

鉄道模型運転会

とき 期間中の土・日曜日、祝日 10時～12時、13時～15時
ところ リージョンプラザ 展示ホール

蒸気機関車(貴婦人)特別公開

とき 7月30日(水)・31日(木) ①10時～12時 ②13時～15時
ところ 三菱重工三原製作所
定員 各50人(申し込み先着順)
申し込み 郵送、電話またはファクスで

ミニSL体験乗車

とき 8月9日(土)14時～16時・10日(日)10時～12時、14時～16時
ところ リージョンプラザ 屋外広場
参加費 100円



▲日本初の蒸気機関車模型 (原鉄道模型博物館蔵)

定員 400人(申し込み先着順)
入場料 300円
申し込み 郵送、電話またはファクスで
①住所②名前③電話番号を文化課へ

文化課 〒723-0014 城町一丁目2番1号
☎0848-649234
☎0848-675912



市の財政状況をお知らせします



平成25年度予算(前年度からの繰越を含む)における収入と支出の状況(平成26年3月31日現在)

会計	予算額(A)	収入		支出	
		金額(B)	割合(B/A)	金額(C)	割合(C/A)
一般会計	505億9,529万円	386億 610万円	76.3%	435億1,335万円	86.0%
特別会計	295億8,724万円	215億2,790万円	72.8%	265億8,392万円	89.8%
合計	801億8,253万円	601億3,400万円	75.0%	700億9,727万円	87.4%

市債現在高の状況(平成26年3月31日現在)

会計	現在高
一般会計	566億2,486万円
特別会計	240億8,727万円
合計	807億1,213万円

※平成26年4・5月の2カ月は、平成25年度の現金の収入・支出を行う出納整理期間のため、最終的な執行状況(平成25年度決算)は、広報みはら12月号でお知らせします。

平成26年度予算の市税内訳と市民1人当たりの負担状況

市税の種類	平成26年度予算	市民1人当たり
個人市民税	42億4,675万円	42,932円
法人市民税	11億7,870万円	11,916円
固定資産税など	68億4,565万円	69,206円
軽自動車税	2億3,356万円	2,361円
市たばこ税	7億 240万円	7,101円
入湯税	1,038万円	105円
都市計画税	8億 445万円	8,133円
合計	140億2,189万円	141,754円

※人口は98,917人で計算しています。

水道事業の収入と支出の状況

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

収入	27億5,492万円
支出	26億 128万円
差引	1億5,364万円

☎財政課 ☎0848・67・6028

水道部管理課 ☎0848・64・2279

選挙区と委員の定数

選挙区	区域	定数
第一	三原地域の沼田川より北部	5人
第二	三原地域の沼田川より南部	6人
第三	本郷地域	5人
第四	久井地域	6人
第五	大和地域	8人

選挙資格

市内に住民票があり、平成6年4月1日以前に生まれた人で、次の①または②に該当する人

①10アール以上の農地を耕作している人、耕作している人と同居の親族や配偶者で年間おおむね60日以上耕作している人

②10アール以上の農地を耕作し、業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作している人

※今年1月10日までに農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を農業委員会へ提出し、3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人に限ります。

6日(日)は農業委員会選挙の投票日

投票所入場券 投票を行う選挙区には

6月29日(日)に発送済みです

※無投票の選挙区には送付していません。

投票所の時間・場所 投票所入場券で

確認してください

用意する物 投票所入場券

●期日前投票

仕事などの都合で、投票日に投票することができない人は、期日前投票ができます。

とき 6月30日(月)～7月5日(土)8

時30分～20時

ところ 第一・二選挙区Ⅱ市役所議会議

棟、第三選挙区Ⅱ本郷支所、第四選

挙区Ⅱ久井支所、第五選挙区Ⅱ大和

支所

※住所(名簿登録地)によって期日前投票の場所が異なりますので、注意してください。

●不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院・入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙管理委員会事務局
☎0848・67・6140
☎0848・67・6196

三原シティカレッジ(市民講座) **受講料 無料**

県立広島大学の教授などによる市民講座の受講生を募集します。

申し込み 郵送、ファクスまたはEメールで①講座名②郵便番号・住所③名前(ふりがな)④職業(学年)⑤電話番号を県立広島大学三原キャンパスへ

※電話での申し込みは受け付けていません。

講座名・内容	講師	とき	定員	ところ
■ちょっと気になる子の理解と支援 ①発達障害の理解と支援—医師の立場から— ②発達障害を持つ子に対する教育的支援 ③発達障害の就学までの支援へ ④発達障害とともに思春期を豊かにする支援 ⑤発達障害を持つ子の応援団として	県立広島大学 教授 林 優子さん 教授 土田玲子さん 助教 山西葉子さん 助教 永吉美香さん 講師 堀江 真由美さん ほか	①7月11日(金) ②8月1日(金) ③9月12日(金) ④10月10日(金) ⑤11月14日(金) 時間はいずれも 19時～21時	各200人	県立広島大学三原キャンパス ※駐車台数に制限があります。
■夏休み特別企画 高校生のためのプレママ・プレパパ教室 ①命の誕生を学びましょう 赤ちゃんについて学びましょう ②「ママと赤ちゃん」との触れ合い体験をしましょう	県立広島大学 准教授 日高陵好さん 准教授 矢野美紀さん 助手 伊藤良子さん	①7月26日(土) ②7月27日(日) 時間はいずれも 10時～12時	各15人 対象:①②とも受講できる高校生 ※筆記用具を用意し、動きやすい服装で参加してください。	
■夏休み特別企画 オンリーワン工作～自由に楽しく作ろう～ ①作るものを考えよう ②作り始めよう ③完成させよう ④発表しよう	県立広島大学 助教 高木雅之さん	①8月1日(金) ②8月8日(金) ③8月22日(金) ④8月29日(金) 時間はいずれも 10時～12時	各20人 対象:幼児、小学生 ※保護者も参加できます。 ※連続受講をお勧めします。	
■夏休み特別企画 看護について見て・聞いて・体験しよう ・看護師ってどんなことをする人? ・看護の魅力ってなんだろう? ・看護師になりきってやってみよう!	県立広島大学 准教授 黒田 寿美恵さん 助教 中垣和子さん 助教 永井庸央さん 助教 船橋眞子さん	8月7日(木) 13時30分～16時30分	30人 対象:中学生 ※上履きを用意し、動きやすい服装で参加してください。	

県立広島大学キャンパスツアー

県立広島大学の構内を巡るキャンパスツアーの参加者を募集します。

とき 25日(金) 9時30分～12時

※昼食体験の希望者は13時まで。

内容 施設・実習室などの見学、昼食体験(希望者のみ)など

定員 30人(申し込み先着順)

※運転免許証などの身分証明書を持参してください。

参加費 無料

※昼食体験の希望者は200円が必要です。

申し込み 電話、ファクスまたはEメールで①名前(ふりがな)②電話番号③勤務先(学校)④昼食体験希望の有無を県立広島大学三原キャンパスへ



☎県立広島大学三原キャンパス(〒723-0053 学園町1-1)

☎0848・60・1200 ☎0848・60・1134

✉mrenkei@pu-hiroshima.ac.jp



国保だより

国民健康保険は 加入者の皆さんで助け合う制度です

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療などを受けるための制度です。皆さんが納める国保料は、医療費や出産・死亡など、保険給付の大切な財源になります。

●課税限度額が変わりました

今年度の国保料の税率は据え置きとしましたが、課税限度額は税制改正により後期高齢者支援分を2万円、介護分を2万円の合計4万円引き上げ、表1のとおりとなりました。

安定した国保財政の運営のため、皆さんの理解と協力をお願いします。

●軽減判定所得の基準を引き上げ

国保料の5割軽減について、これまで基準額に世帯主を除く被保険者数を乗じていましたが、改正後は世帯の実被保険者数を乗じることに、軽減判定所得基準額を引き上げました。

2割軽減について、被保険者数に乘ずる金額を35万円から45万円に改正し、軽減判定所得基準額を引き上げました。

表1 平成26年度の税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分 40歳~64歳の人
①所得割 [前年中の所得に応じて計算]	7.0%	2.6%	2.7%
②資産割 [今年度の固定資産税額に応じて計算]	10.0%	1.0%	1.0%
③均等割額 [加入者1人当たり]	23,600円	8,500円	9,500円
④平等割額 [1世帯当たり]	23,200円	7,700円	6,600円
課税限度額	510,000円	160,000円	140,000円

※①~④の合計額が、年間の国保税額となります。
※課税限度額とは、税額の上限のことです。

●世帯主に納税通知書が届きます

今月中旬、世帯主宛てに納税通知書を送ります。世帯に国保加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。届かない場合は、市民税課にお問い合わせください。

●年金からの天引き(特別徴収)

国保加入者全員が65歳~74歳の世帯は、国保料を世帯主の年金から6回に分けて天引きしています。

〔注意〕

- 次の場合は天引きされません。
- 世帯主が国保加入者でない場合
- 国保加入者である世帯主が、今年度中に75歳になる場合
- 世帯主の年金の年額が18万円未満の場合
- 介護保険料と国保料の合計が、年金

額の2分の1を超える場合

●国保料の軽減制度

次の対象者は、一定期間、税額が減額され、医療費の負担限度額が下がる場合があります。

対象 平成21年3月31日以降に失業(離職)した65歳未満の人

※雇用保険受給資格者証の離職理由欄に、11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかが記載されていること。

申請方法 雇用保険受給資格者証と保険証、印鑑を持参し、市民税課(市役所本庁2階)へ

●国保料の減免制度

次の人は、国保料が減免されます。
対象 災害や、65歳以上で事業の廃止による離職などの理由で、国保料の納付が困難な人

※詳しくは、市民税課へ問い合わせください。

国保医療課

☎0848・67・60050
 市民税課(税額について)
 ☎0848・67・60031
 税制収納課(納付について)
 ☎0848・67・60035

●新しい高齢受給者証を送付します

現在、交付している高齢受給者証の有効期限は今月末です。該当する人には、今月下旬に新しい受給者証を送付します。

●更新手続きを忘れずに

現在、交付している限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は今月末です。新しい認定証が必要な人は、8月以降に保険医療課、または各支所地域振興課で手続きをしてください。

用意する物 保険証、印鑑

※限度額適用・標準負担額減額認定証の交付後、1年間で通算90日を超えて入院した場合は、領収書や入院証明書など入院期間が分かる物を持参してください。

●納付が困難なときは相談を

誰でもやむを得ない事情は生じます。納付が困難なときは滞納のままにせず、早めに税制収納課へ相談してください。

後期高齢者医療だより

75歳以上の皆さんなどを対象とする医療制度

○新しい保険証を送付します

今月23日(水)以降に、新しい被保険者証(紫色)を送付します。8月1日から使用してください。

※有効期限が過ぎた橙色の被保険者証は、廃棄するか、保険医療課へ返却してください。

○平成26年度の保険料

年間の保険料は、均等割額44,032円と所得割額の合計額です(表2)。

※所得割額は、総所得金額などから基礎控除を差し引いた金額の8.43%です。

※年間保険料の限度額は57万円です。



表2 平成26年度における保険料の算出方法

均等割額 44,032円	+	所得割額 (総所得額など-基礎控除33万円) ×所得割合8.43%	=	年間の保険料 (限度額57万円)
-----------------	---	---	---	---------------------

○手続きが必要ですが

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新

市民税非課税世帯の人が受診する場合、減額認定証を医療機関へ提示すると、食費や医療費などの自己負担額が減額されます。

対象 市民税非課税世帯の人

手続き 保険証と印鑑を用意し、保険医療課または各支所地域振興課へ

※手続きをした月の初日からの適用となります。

※今までに手続きをしたことがあり、今年度の市民税が非課税世帯の人は、手続きの必要はありません。新しい認定証は保険証に同封して送ります。

○今月中旬に納付書を送付します

納付は原則年6回、年金から天引きします。天引きできない場合は、納付書または口座振替による支払いになります。

年金からの天引きの人でも口座振替に変更できます。希望する人は税制収納課へ相談してください。

●ジェネリック医薬品について

医師から処方される薬には、先発医薬品とジェネリック(後発)医薬品があります。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に、同じ有効成分で製造された医薬品です。先発医薬品に比べて一般的に低価格で販売されているため、薬代の負担も軽減されます。

なお、ジェネリック医薬品への切り替えは、医師や薬剤師と十分に相談してください。

★不審な電話に注意を

電話で市役所や公的機関の職員を名乗り、「医療費などを還付する」と言って指示し、銀行や郵便局のATMから現金を振り込ませる詐欺が多発しています。

ATMで還付手続きを行うことはありませんので、注意してください。

●保険医療課

☎0848・67・60056

☎0848・67・60031

☎0848・67・60035

☎0848・67・60035



平成25年度 市民の声の集約結果

「市民の声」は皆さんの貴重な意見を市政に反映させていく提案・提言事業です。

今月は、昨年度に寄せられた市民の声の内容をお知らせします。

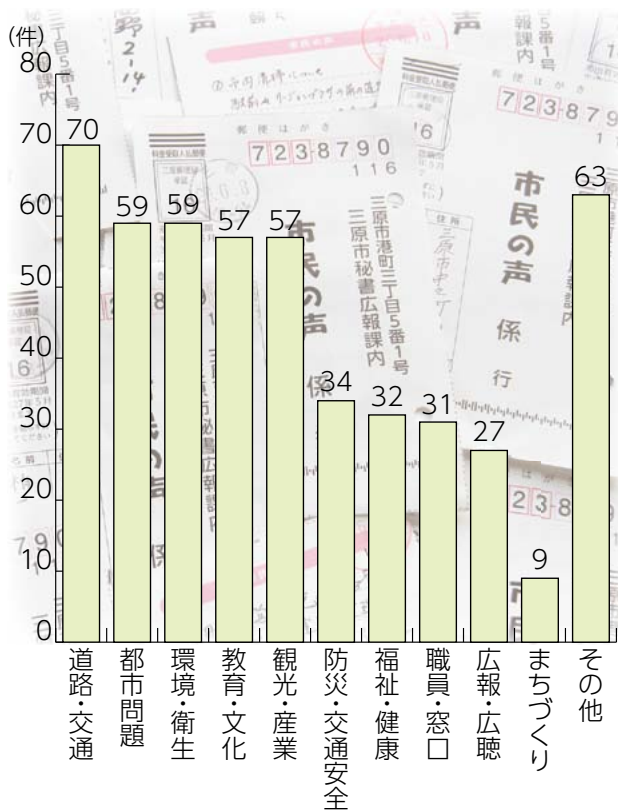
市民の声 498件

昨年度、皆さんから寄せられた市民の声は、422通498件でした。

声の内訳

寄せられた声の分野別件数とその主なものは次のとおりです。(件数が多い順に掲載)

市民の声の分野別件数



● **道路・交通** 70件

- 道路の拡幅・改良について
- 道路の舗装・補修について
- 歩道の設置について

● **都市問題** 59件

- 駅前活性化について

● **環境・衛生** 59件

- ごみの出し方や分別について
- ごみの指定袋制度について
- 可燃物ごみ処理券の交換について

● **その他** 63件

● **教育・文化** 57件

- リージョンプラザの設備について
- 学校給食について
- 武道館建設について



▲空調設備工事が進むリージョンプラザ

● **観光・産業** 57件

- 観光振興への提案について
- 各種祭りについて

● **防災・交通安全** 34件

- カーブミラーなどの安全施設の設置について
- 大規模災害時の対策について



▲市民の声をを受けて設置した転落防護柵

● **福祉・健康** 32件

- 婦人科診療について
- 婚活イベントについて

● **職員・窓口** 31件

- 窓口対応への苦情について

● **広報・広聴** 27件

- 市民の声の回答について
- 広報誌について

● **まちづくり** 9件

- 市民協働のまちづくりについて

● **その他** 63件

- 納税について

市政に関する皆さんの意見や提案を寄せてください

秘書広報課(〒723-8601 港町三丁目5番1号)
 ☎0848・67・6007
 ☎0848・67・4984
 ✉info@city.mihara.hiroshima.jp

消費税率の引き上げに伴う 2つの給付金の申請を受け付けます

消費税率改定に伴い、所得の低い人と子育て世帯への経済的な影響を考慮し、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します。給付を受けるのに必要な申請を受け付けます。

※要件に該当する可能性がある人には6月下旬に案内を送付しました。
申請方法 郵送(消印有効)または市役所窓口での申請

※基準日(平成26年1月1日)時点で住民票がある市町村で申請してください。
※窓口は大変混雑することが予想されますので、郵送での申請をお勧めします。

受付期間・場所

市役所本庁	7月1日(火)～9月30日(火)	市民ロビー特設会場(1階)
	10月1日(水)～来年1月5日(月)	臨時福祉給付金:社会福祉課(1階) 子育て世帯臨時特例給付金:子育て支援課(2階)
各支所	7月1日(火)～来年1月5日(月)	地域振興課(1階)

用意する物 申請書、本人確認ができる物(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証など)、振り込み先の

受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です

臨時福祉給付金

市町村民税が課税されない人への給付金です

●対象

平成26年度の市町村民税(均等割)が課税されない人が対象です。
ただし、市町村民税(均等割)が課税されている人の扶養親族、生活保護を受けている人などは対象となりません。

●支給額

1人につき10,000円
加算対象者は、1人につき5,000円を加算
※複数の加算措置に該当する人も、加算額は1人につき5,000円です。

◎加算対象者の例は次のとおりです。

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象)
- ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者(平成26年1月分の手当などを受給している人が対象)

子育て世帯臨時特例給付金

児童手当を受給している子育て世帯への給付金です

●対象

平成26年1月分の児童手当や特例給付の受給者などが対象です。
ただし、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の人、臨時福祉給付金の対象者、生活保護を受けている人などは対象となりません。

●支給額

対象児童1人につき10,000円
◎対象児童の生年月日
平成10年4月2日から
平成26年1月1日まで

- ◎両方の給付金の対象になる場合は、臨時福祉給付金を申請してください。
- ◎平成26年1月分の児童手当を受給している公務員は、勤務先から配布される申請書に受給証明書を添えて申請してください。市から申請書は送付しません。

口座が確認できる物(通帳・キャッシュカードの写し)など

☎ 社会福祉課(臨時福祉給付金) ☎ 0848-365554
☎ 子育て支援課(子育て世帯臨時特例給付金) ☎ 0848-365564
☎ 市民課(市町村民税) ☎ 0848-676031

議会報告会を開催します

☎ 議会事務局 ☎ 0848-67-6137

市議会議員が各会場を訪問し、議会の活動状況を説明するとともに、意見交換を行う報告会を開催します。

内容

▶第1部＝議会の仕組みと平成26年度予算概要の説明 ▶第2部＝意見交換会

とき		ところ	とき		ところ
7月28日(月)	19時～20時30分	第一中学校	8月26日(火)	19時～20時30分	中央公民館
7月31日(木)		ゆめきやりあセンター			須波小学校
8月1日(金)		芸術文化センター ポポロ	8月27日(水)		第五中学校
		本郷生涯学習センター	8月29日(金)		幸崎コミュニティセンター
		くい文化センター			大和勤労福祉センター